

第19次東京都消費生活対策審議会
第7回部会
議事録

平成18年10月3日(火)

都庁第一本庁舎42階特別会議室B

午前10時05分開会

○齋藤部会長 おはようございます。定刻を少し過ぎております。委員の皆様方のお集まり状況が、電車の事故等もあったようですので、これからいらっしゃる委員の方もいらっしゃると思います。予定の時間を過ぎましたので、第7回の部会を始めさせていただきたいと思います。

最初に、事務局から、定足数と配付資料についてのご確認とご報告をお願いいたします。

○副参事（調査担当） それでは、事務局からご報告申し上げます。

現在、鹿野委員が遅れていらっしゃるようですが、今現在出席されている委員が7名でございます。委任状を1通お預かりしておりますので、審議会の運営要項第8により委員の半数以上の出席という定足数に達していることをはじめにご報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

本日は、会議次第の下にもございますとおり、資料1から3まで3種類の資料がございます。資料1は、「第19次東京都消費生活対策審議会幹事・書記名簿」でございます。資料2は、A3判の縦長の「中間報告都民意見等一覧」でございます。最後に、資料3は、ホッチキスどめをしている少し分厚い資料で、今回の審議会の「答申（案）」でございます。

以上でございますが、足りない資料などがありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入る前に、配付いただいた資料1にもありますけれども、都の職員の人事異動があったようですので、事務局からご紹介をお願いいたします。

○副参事 それでは、資料1の名簿の2の書記のところをご覧ください。書記の欄の上から2段目でございますが、このたび、9月11日付の異動がございまして、青少年・治安対策本部の治安対策課長が、駒村から、このたび高橋に変わりましたのでご報告させていただきます。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の議題に入っていきたいと思います。本日は、お手元の資料3にございます「答申（案）」の中身を確定して、13日に予定されております総会でご審議いただ

くものを取りまとめるということが目標でございます。この間、パブリックコメントなどを募集し、その結論を踏まえて、中間報告の中身につきましてさらに検討してきたという経過がございますので、まず、この「答申（案）」をまとめる前提としての都民意見の募集結果の中身につきましてご審議いただくこととなります。

最初に、事務局から、部会の見解について前回のご審議いただきましたけれども、その前回のご議論を踏まえて、内容についての修正点がございますので、その点についてのご説明をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副参事 それでは、資料2をご覧ください。こちらの資料は、前回の部会で一度ご審議いただいたものです。前回の部会の際にいろいろいただきましたご意見を踏まえまして、その後、部会長、小部会長ともご相談しながら文言の整理を行ったものでございます。修正がある箇所につきましては、表の欄外に小さく星印を付してございますので、本日は、星印がついているところを中心にご説明させていただきます。

まず、1枚目の下になりますが、通し番号で申しますと8～11までの部分でございます。こちらは、「望まない勧誘の禁止」に関する意見のところでございます。以前は、ここをまた細かく分けてそれぞれに見解を書いていたのですが、同じような「望まない勧誘の禁止」に関するご意見のところを一つにまとめまして、その分、少し丁寧に説明を加える形にさせていただきました。

具体的には、以前の文言からですと、例えば「執拗な勧誘」という文言があったのですが、そうすると、執拗なものに限られてしまうのではないかというご意見ですとか、あとは、健全な事業者の営業機会を損なわないように、そのことについて十分周知していくというような表現になっていたのですが、あまりそういうところを書いてしまうと、少し後退しているようなイメージになってしまうのではないかというご意見もいただきましたので、最後の2行のところは、「健全な事業者」云々ということよりも、上記にありますような趣旨をきちんと周知していくという表現に改めさせていただいております。

また、上から4行目のところから、「勧誘にあたって事業者は消費者の意思を尊重しなければならないということにあり」とございますが、これも前回の議論の中で、この「消費者の望まない勧誘の禁止」のポイントは、要は、消費者の意思を尊重していないところが問題なのだというご意見がございましたので、それを踏まえてこうした内容を入れさせていただいております。

この部分については以上になります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2枚目の、やはり後ろのほうになります。

申し遅れましたが、番号の下にある括弧つき数字は、前回お出しした資料の番号を示したもので、今回、整理をするときに、順番を入れ替えたりした関係で番号がずれております。もし、以前のものと対比されるときにわかりやすいかなと思ひまして、括弧内に前の番号を入れさせていただきます。

23～26の部分ですが、こちらはそんなに大きな修正ではないのですが、以前は、罰則について述べている意見と、罰則と行政処分の両方述べている部分に一応分けていたのですが、趣旨としては同じですのでまとめてしまいまして、「行政処分・罰則の導入について様々な角度から検討する必要がある」ということで整理をさせていただきます。

続きまして、27番でございます。こちらは、前回の部会の際にも、両罰規定の導入も検討の対象とするということは明記しておいたほうがよいのではないかというご意見がございましたので、それを踏まえまして、「罰則規定の検討にあたっては、両罰規定の導入も検討の対象とする必要があると考えている。」と整理させていただきました。

続きまして、3ページ目の一番上のところですが、通し番号の28番です。こちらは、「事業者の立証責任」を新設すべきと考えるということと、あと、調査権や組織整備に関するご意見ですが、ここは中間報告の中にも、機動的な立入調査を積極的に実施していくということが記載されているので、中間報告に書いてあるということをきちんと言葉で書いたほうがよいというご意見でしたので、1行目から2行目にかけて、「中間報告の第2章にあるとおり、」という文言を加えさせていただきました。

続いて、29番でございます。こちらは「立証責任の転換」に関するご意見ですが、ここも前回のご意見の中で、そもそも「立証責任の転換」というのはどういうときにしていて、どういうものを対象にしているのかということ、はっきりと書いて答えるべきだということでしたので、ここは全面的に書き換えております。読み上げますと、「『立証責任の転換』については、事業者に義務を課すものであることから、立証責任を転換しても良い合理性及び必要性がある場合に限られる。合理性及び必要性の観点から『誤信を招く情報の提供』に関し、『商品の種類、効能』、『サービスの種類、効果』及びそれに準ずる事項を対象としたものである。」と整理いたしております。

続きまして、30～32の部分でございます。こちらは「違法利益の吐き出し」に関するところですが、こちらも前回の部会の際に、条例のみで「違法利益の吐き出し」については

対応できるものではないということを一応加えたほうがよいのではないかというご意見がありましたので、この1行目の最後のところに「条例のみで対処できるものではない。」という文言を加えております。

続きまして、そのページの一番下ですが、43番でございます。こちら、情報収集に対してのご意見ですが、中間報告の中に具体的にいろいろと今後取り組むべきことが書いてあるので、それをきちんと取り入れた形で答えを書くべきではないのかというご意見をいただきましたので、こちら全面的に書き換えておりまして、中間報告にある内容を引用しまして、「国や近隣自治体との広域連携を強化し情報の共有を一層進めるとともに、相談情報の収集ルートを拡大・多様化して、被害の早期対応に努める必要があると考えている。」という表現にさせていただいております。

続きまして、次のページに参りまして、通し番号46番、「その他の意見」のところの一番上でございます。こちらは、前回のときに、若干、「健全な事業者に配慮」ということだけを出しすぎると、ちょっと後退するイメージになってしまうのでは。そうではなくて、こちらの見解の欄にありますように、悪質事業者の規制が市場の公正さを維持して、活発な経済活動に資することから、健全な事業者にとっても有益だという積極的な表現に改めるべきだというご意見がありましたので、その趣旨で、こちらにありますように書き換えております。

次に参ります。次は、51～54のところのご意見で、こちらは適格消費者団体との連携の部分です。こちらは、前回の議論のときに、18次の答申の中で連携について述べられているということもあり、それを踏まえた表現にするべきではないのかというご意見がございましたので、そのご意見を踏まえまして、こちらにありますとおり、「第18次東京都消費生活対策審議会の答申において、適格消費者団体との連携による消費者被害の防止について提言しているところであり、今後も引き続き取り組む必要があると考えている。」ということで整理させていただいております。

最後に、欄外の部分ですが、こちらは以前は、健全な事業者に配慮するというような趣旨のことで整理していて、委員の皆様から、これでは少し後退しているのではないかというご批判をいただいたところです。今回は、趣旨は全く違うのですが、これまでの意見の整理の中で、結論といいますか、まとめといいますか、そういった性格でここは書かせていただいております。前回、部会長のほうからも最後に整理があったとおり、この意見を踏まえまして、4点について中間報告の本文の修正をするということでまとめがありま

したので、それにつきまして4項目をここに書かせていただいております。

①が「両罰規定の導入の検討に関すること。」、②が「教育、啓発に関すること。」、③が「適格消費者団体との連携に関すること。」、④が「悪質事業者の規制強化（ルールの整備）が、むしろ市場を活性化するという点に関すること。」ということで書かせていただいております。

説明は以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、前回もご議論いただいておりますので、全体を通じて委員の皆様方のご意見、ご審議をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

最終的には、この次にご審議をいただく答申案の中身に、今回のパブリックコメントの結論を反映させるというところに集約させるわけですけれども、4点ほどもう一度整理をさせていただいておりますので、それも含めてご意見をいただければと思います。

ご発言がないようであれば、ご報告いただいた内容で、都民意見に対する部会の見解ということでご了解いただいたということによろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○齋藤部会長 それでは、次の議題に入る前に、たしか前回、都民意見の募集について、意見表明者の氏名公表等についてのご意見が出ていたと思います。これについて、事務局のほうで何か検討なさっていただいていますか。

○副参事 それでは、パブリックコメントの団体名の公表の取扱いについて、事務局のほうで、その後、これまでの経緯ですとか国の状況などについて調べて、一定のご提案を申し上げたいのでご報告いたします。

まず1点目としまして、過去、消費生活対策審議会に関して申し上げますと、パブリックコメントについて、団体名などを公表したことはないというのがまず1点です。それから、今回、パブリックコメントを募集するに当たりまして、都民の皆さんに、その案内の資料の中にどのように記載しているかということですが、そのまま申し上げますと、「寄せられたご意見は、住所、氏名、連絡先等の個人情報を除いてすべて公表することがあります」というふうな注をつけて今回は募集を行っているという経緯が一つございます。

さらに、前回のときに国の状況などについてもご発言があったかと思うのですが、国の状況を調べてみましたところ、省庁などによっても対応の仕方はさまざま、8月から9月にかけての30件の中で調べましたところ、その中で団体名を記載して公表しているのは

4件という結果になっております。

以上のようなことを勘案いたしまして、今回の取扱いをどうするかということで事務局のほうで少し整理をしたのですが、今回につきましては、今まで公表してこなかったという経緯もございますし、先ほど申し上げたとおり、募集をする際に、「氏名、住所、連絡先等の個人情報を除いて」ということで募集をしておりまして、そもそもこの表現が、団体名公表ということをごちらがあまり前提にしていなかったという点で明確ではないというご批判はあるかもしれませんが、このような注意書きの下に意見を寄せてきている方の中には、団体名が公表されることを前提としないで意見を寄せているところもあるのではないかとということもありますので、今回は、そのようなことを考慮いたしますと、公表はしないということにさせていただきたいと思っております。

次回以降につきましては、募集時の段階で、団体名を公表するのであれば、ほかの例なども参考にして、団体名を公表するということを明確にした上で、そういう必要があればそういう対応をした上でパブリックコメントの募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○齋藤部会長 ただいまのご報告とご説明について、何かご意見ございますか。

長田委員、いかがですか。それから、池山委員、いかがですか。

○長田委員 その「氏名」というのは、本当に個人的な氏名だけを指していると思っただけだったので、その注意書きのところは特に問題はないのではないかと私自身は思いますし、国の対応が省庁によってバラバラであることは、確かにそうだと思います。こちらからきちんと公表してもらいたいと思っただけでも、概要でしか公表しないようなところさえあるということは聞いております。ただ、私どもがわりと携わっているところでは、公表するという方向へ移ってきていると思っておりますので、今回はご無理ということであれば、ぜひ、次回からは、公表を前提にパブリックコメントを募集して、ぜひ団体名だけは公表していただいたほうがいいのではないかと私は思います。

○齋藤部会長 池山委員、何かございますか。

○池山委員 特にありません。

○齋藤部会長 わかりました。

というご意見ですので、次回以降のパブコメにつきましては、少しその辺も踏まえてさらにご検討していただいた上で実施していただくようにと思っております。

一つだけ。先ほど、国のほうで団体名を公表しているケースがあるということをご説明

いただきましたけれども、この場合には、募集時に、団体名を公表しますということをきちんと明示してあったということでしょうか。

○副参事 はい、そうです。説明が不十分で申し訳ありません。例を見ますと、「氏名、所属団体名等を含めて公表することがあります」といったようなことで、最初からそういう前提で募集をしているということでございます。

○齋藤部会長 わかりましたので、そのような取扱いなどもご参考の上でまたご検討いただくということで、ご意見を踏まえて対応していただければと思います。

そうしましたら、本日の一番中心の議題であります答申案の確定のほうに移りたいと思います。

お手元の資料3に、パブリックコメントを踏まえた中間報告を修正した答申の案が用意されております。この中身につきまして、まず事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○副参事 それでは、資料3をご覧ください。こちらが審議会答申案となっております。

この答申案は、中間報告の際には、本当に本文部分のみで総会のほうにも提出いたしましたが、今回は、1ページおめくりいただきますと「はじめに」がありまして、それから本文の最後のところに「おわりに」と、さらに、これまでご審議いただきました都民意見の概要を巻末につけさせていただいております。全体の構成として中間報告と異なる点はその点になっております。

本日は内容についてご審議いただきたいということでございまして、先ほどの都民意見の部会見解の整理の中でも申し上げましたとおり、主に大きく4点について本文を修正しておりますので、最初から出てくる順に従って修正箇所をご説明したいと思います。

まず、本文の5ページをお開きください。今回の資料には、修正した点は網かけで示しております。5ページの最後の行から6ページにかけてですが、こちらは、悪質事業者への規制強化がむしろ市場を活性化するということについて積極的に記述すべきであるという前回のご意見を踏まえまして加えた部分でございます。「こうした悪質事業者への厳正な対応は消費者被害の防止に留まらず、悪質事業者の減少を通して、最終的には市場の活性化にもつながるものであるため、」という部分を中間報告に加えさせていただいております。

それでは、修正箇所の説明を一通り先にさせていただきます。

続きまして、17ページの「事業者の立証責任」のところですが、2段落目の「現

行条例では、」から始まる場所です。ここが、今までは「現行条例は、」になっておりまして、前回の際に、「現行条例は、」という表現であると、25条1項1号の読み方というか、内容について誤解を生じるのではないかというご意見をいただきましたので、若干の修正ですが、「では、」という表現にここは改めさせていただきます。

続きまして、20ページの真ん中あたりのところに網かけがあるかと思えます。こちらは「罰則の導入の検討」のところ、前回、罰則の導入を検討する際には、両罰規定の導入の検討もあわせて検討する必要があるのではないかというご意見がございましたので、この網かけにあるような一文を加えさせていただきます。「また、罰則の新設に際しては、特定商取引法に規定のある両罰規定についても検討する必要がある。」という案文にさせていただきます。

続きまして、24ページの最初の部分をご覧ください。こちらは、前回の議論の中で、教育とか啓発の重要性について、本文でも何か触れたほうがいいのではないかというご意見がございましたので、この3行をつけ加えさせていただきます。「また、悪質商法の手口や被害に遭ったときの対処のしかた等について、十分に周知・啓発を行うことにより、被害に遭わない力、また、被害に遭ったときには自ら相談等の行動を起こせる力を消費者が持てるようにすることも重要である。」ということをつけ加えさせていただきました。

続きまして、25ページの最後の3行ですが、こちらは、適格消費者団体との連携について、18次の答申を踏まえた記述を何かしら今回の答申の中にも入れておくべきではないかというご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、こちらを加えております。

「なお、本年5月に消費者契約法が改正され、来年6月から消費者団体訴訟制度が導入されることとなった。当審議会は第18次の答申において、適格消費者団体との連携についても提言しているところであり、適格消費者団体との連携のあり方についても引き続き検討する必要がある。」という文言を加えさせていただきます。

修正箇所は以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

「で」が入るとのご説明がありましたが、「IT」のところも修正されているんですね。

○副参事 ITのところは、あまりにも文言修正の域だと思ってご紹介しなかったのですが。

2ページをご覧ください。2ページの下の方の見出し、「個人情報の流出やITの悪

用などによる新たな被害の発生」の「IT」に網がかかっているかと思いますが、これが中間報告では「IT技術」となっておりまして、「IT」の「T」がtechnologyなので、「IT技術」だと「技術」がダブってしまうという指摘がございました。ITに関しましては、3ページの1行目にも「ITの」のところに網がかかっているかと思いますが、「IT技術」という言葉を使った部分は、すべて「IT」に置き換えさせていただいております。

失礼いたしました。以上です。

○齋藤部会長 24ページにもありますね。いずれにしても、今のようなことで全部修正してあるということです。

それと、前書きと後書きのところは、これはよろしいですか。新しく中間報告につけ加わったということですが。大体、いつもこのような内容になるのでそれほど問題ないと思いますが、ちょっと新たについているものですから、ご説明をいただければと思います。

「はじめに」の部分と「おわりに」の部分ですけど。

○副参事 「はじめに」の部分は、今、部会長からおっしゃっていただきましたように、今まで大体このようなトーンでということに沿って書いておりますが、「はじめに」の部分は、諮問を受けたということで、諮問の趣旨などを交えながら、今回の検討の経緯、都民の意見とか事業者団体の参考人からの……。

読み上げたほうがよろしいでしょうか。

○齋藤部会長 いや、ご説明いただければいいと思います。

○副参事 失礼いたしました。

というような各方面の意見も聞きながら検討いたしましたということで、このたびまとまりましたので次のとおり答申しますという流れになっております。

それから、「おわりに」はページが打ってありませんが、本文が26ページまでありまして、その後ろにございます。「おわりに」のところは、今回、消費生活条例の改正の方向性と不適正取引防止対策についての新たな施策について提言をまとめたところを最初に述べまして、条例改正の経緯について、昭和50年に条例が制定されて以来、今回は通算5回目の見直しになるということを述べております。

また、ここでも審議過程で、パブリックコメントの内容について若干触れておりまして、賛同する意見が多かったけれども、正当な事業活動への配慮や、条例に対する広報、情報の提供の充実を望む意見も見受けられたということで、パブリックコメントの内容の概略

をご紹介しております、それを踏まえて審議を進めたところであるとさせていただいております。

最後は、これも大体いつもこのようなことになっておりますが、この答申を十分に東京都は生かして、実効性がある条例改正を行うとともに、指導中心から処分重視への方針転換により消費者被害の防止策を積極的に進めていくことを期待するということで結んでおります。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

特に最後は審議会の意見ですので、こういう結びになっているということでご理解いただければと思います。

そうしましたら、今回、中間報告から少し修正をされたところを中心にご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ活発なご意見、ご審議をお願いしたいと思います。

○長田委員 私の感覚がおかしいのかもしれないのですが、「はじめに」の4行目、「社会経済状況の変化に伴い消費者被害が悪質化、巧妙化」と書いてあります。「被害が悪質化、巧妙化」と普通に言うのであれば全然構わないのですが、手口というか、そっちが悪質化、巧妙化しているのかなと、今、伺っていて思いました。それは適切なお意見でやっていただければと思います。

○齋藤部会長 確かに、主語が「消費者被害」だとすると……。これは表現を少し検討し直していただいたほうがいいかもしれません。

○副参事 はい。

○齋藤部会長 ただ、決めてしまったほうがいいので、だれか具体的な修文の案をいただけるとありがたいです。

○御船委員 私もちよっと違和感があったものですから、考えたのは、「悪質な事業活動が増大し」とか、そういうような感じで。ちよっと私も違和感を覚えました。「消費者被害」の反対語があればいいと思ったのですが、なかなかなかったので。

○齋藤部会長 どなたか、案文の中身を少しおっしゃっていただけますか。こういう文章にしてはどうかということでお願いできればありがたいです。

○副参事 事務局からよろしいでしょうか。

○齋藤部会長 どうぞ。

○副参事 1 ページ目の冒頭の見出しのところに、「深刻化する消費者被害」という表現

を使っておりますので、それを用いまして、「社会経済状況の変化に伴い消費者被害が深刻化している現状を踏まえ」ということではいかがでしょうか。

○齋藤部会長 いいのですが、前にも同じ言葉が2度出てくるというのは、文章としてはあまりよくないですね。新聞記事では、同じ言葉を近くで2度使わないというのが、読みやすい日本語の一つのルールだそうですから。

○池本部会長代理 この「悪質化、巧妙化」というのは、対象は「事業者の販売方法」を指す評価語ですよ。ですから、練れていないのですが、「販売方法が悪質化、巧妙化」とするか、その後の言葉が出ないのですが、事業活動の中の、「消費者に向けられた営業活動が」とか、そちらの言葉に置き換えればつながっていくだろうと思います。

○齋藤部会長 このまま生かすとすると、「消費者被害を生み出す事業者の手口が」とすれば、このまま生かせると思います。要するに、主語は、悪い事業者を前提にした主語にしておかないと「悪質化、巧妙化」につながらないということでしょうから、確かに、「被害が」という主語にしてしまうと……。ですから、もし、このまま「消費者被害」という言葉と「悪質化、巧妙化」を生かすとすれば、その間に、「消費者被害を生じさせている事業者の手口が」とすれば、被害を生じさせている事業者のやっていることが悪くなっているよということが言えるので、生かすとすると、それを加えればご心配の向きはなくなるかなと思います。

その言葉で適切かどうか、皆さん方からご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしければそれで確定しますけど。

「消費者被害」の次に「を生み出す」、もしくは「を生み出している」がいいかな。「事業者の手口など」と「など」を入れたほうがいいのか。契約条件などもあるから。そうすると、「消費者被害を生み出している事業者の手口などが悪質化、巧妙化している現状を踏まえ」と、こういう修文のご提案ですけど、いかがでしょうか。ご異議なければ、そのように変えさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 では、そこはそのように直すことにさせていただきます。

今のところでも結構ですが、ほかのところでもご意見はいかがでしょう。

○後藤委員 今と同じような問題が、1ページの「狙われる高齢者」のところにもあるのではないかと思います。2段目の「これらの被害の特徴としては、」と書いてあって、その後、「勧誘を行い」とか「きわめて悪質性が高い」という文になっていて、文章として

一応流れているので、ずっと読むと違和感がなかったのですが、今のように、「はじめに」のところで確かにそういう問題があるという認識で1ページ目の今の記述を見ると、主体と客体が逆転しているような部分があるので、こちらも統一して直したほうがいいかなと思います。

○齋藤部会長 そうですね。こちらのほうが、読んでいて、流れで読むと何となくわかったような気持ちになりますけど、きちんと日本語として読んでいくと、そうですね。

同じ言葉を入れましょうか。「被害を生じさせている事業者の手口などの特徴としては」とか。ページが変わっているから同じ言葉でもいいかなという感じがしますが、もう少しいい言い回しがあれば、ご提案いただくと助かります。

○後藤委員 「これらの被害の特徴としては、」の後に「事業者が」と、そこに主語を入れればいいかなと思います。それを入れて、「勧誘を行い」まではいいのですが、その次の行の「きわめて悪質性が高い」というところについては……。 「事業者が」という主語を入れれば、これでもいいかなという気もしますが。

○長田委員 「被害」を「事件」にしたら……。この前のところに、「事件が多発している」と書いてありますよね。だから、ここは「事件の特徴としては、」にしてしまえばいいかなと、簡単に思ったのですが。

○齋藤部会長 また別のご提案です。ただ、「事件」としてしまうと、表面にあらわれていて、社会一般に認識されている事象と考えられますから。下を読んでいくと、「平成16年には消費生活相談の」ということなので、いわゆるマスとしての相談とか勧誘などもここは言っておかないといけないので、それよりは、今、後藤委員のご指摘のような修文のほうが全体の趣旨には合うのかなと思います。

そうすると、「特徴としては、」の次に、「事業者が」を入れると。確かに、「悪質性が高い」につながる時にどうするかということがあって、あまり細かく考えるとあれですが、そこはいいですか。

これは、主体を主語にするかなので、その主体が行っていることを主語にすると両方使えますね。だから、「事業者の行っている手口等が」としますか。でも、「手口が勧誘する」ではおかしいですね。

どうでしょうか。どちらでも結構ですので、決めてください。

「事業者が」でいいかもしれませんね。読み方にもよりますが、「悪質性」は「作りだすなど」の前にかかっていると読んでしまうことも可能のようですから。

では、こうでしょうか。後藤委員の案を採用させていただいて、「これらの被害の特徴としては、」の次に「事業者が」を加筆するという形に変えさせていただきます。よろしいですね。

さらにこのほうがいいということであればご発言いただきますけれども、ご異議なければ、そのように修文させていただきます。

ほかの点はいかがでしょう。

中身を直すということではないのですが、6ページの、なぜ悪質事業者が少なくなると市場の活性化につながるのかと、例えば、この答申に対して質問されたときに答えを用意しておく必要があるのではないかと思うので、その点についてどなたかご意見をいただくとありがたいです。

これは、私の考えでは2つの理由があると思います。一つは、悪質事業者がいなくなれば、消費者が安心して事業者と取引ができるようになる。この人は悪いのか、そうではないのかということを一いち考えなければいけないような世の中の状況があれば、安心して取引できませんから、取引を渋る、消極的になると、それだけ市場が活性化されないということ。

もう一つは、要するに、悪質事業者が消費者を取り込みますから、結局、その分が適正な事業者のほうの取引につながらないということで、適正な事業者に、要するに、競争上、不当な行為によって顧客を奪っていることになるので、そういう不当な競争にかかわらない、すなわち、そのことによって顧客を奪う人がいなくなれば、適正な事業者間の公正な競争が促進される。

恐らく、その2つが理由ではないかと思いますがけれども、わざわざ書くことはないので、そういうご理解でいいかどうか。ほかにもいろいろな説明の仕方があると思いますが、議事録に残しておけば、説明の便宜にはなるかなと思います。

この点についてご意見があれば承りたいと思います。

○池本部会長代理 今の齋藤部会長の説明の補足というか、2つの視点をあわせたような感じになると思うのですが、規制する悪質な販売行為というのは、要するところ、消費者に正確な情報を提供し、冷静な、主体的な判断の機会を確保せよと。そういうものを奪ってはならないということですから、そうした正確な情報と主体的な判断の機会があれば、よりよいものを、より適正な条件で取引をするという消費者の選択行動が広まっていく、それが市場の活性化であり、適正な事業者が選択してもらえることにつながっていくとい

う説明もできるだろうと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今の点も含めてですが、ほかにご意見ございますか。

○後藤委員 今、齋藤部会長、池本小部会長がおっしゃったことの内容を、やはり書いたほうがいいのではないかとお話を聞いていて思いました。ここだと、若干、市場の活性化とか健全化ということに対して、どうしてだろうと。短くしか書いてないので、そのところはわりとポイントだと思いますので、お2人がおっしゃったことをあわせるような形で書いていただいたほうが、読んでいてその部分で納得できる、非常に説得性が増すと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。自分で仕事を増やしてしまいましたけど。

事務局と相談ですけど、2～3行だと思いますが、印刷等の都合もあると思うので、それは、例えば、今日、明日中に何とかすれば、答申案の中身として本日の結論を反映させることは物理的に可能ですね。

○副参事 できれば本日じゅうに確定をお願いしたいところでございます。恐縮ですが。

○後藤委員 もし可能なら、ということです。

○齋藤部会長 わかりました。では、もう一度整理しましょう。

1つ目は、悪質事業者が市場から撤退すると、消費者が、その市場に参加している事業者に対する信頼性が高くなるから、それだけその市場が活性化するというのが一つですね。2つ目は、悪質事業者が不公正な競争をして消費者を獲得することがなくなることよって、事業者にとっても適正競争によって顧客を獲得できるという意味で、市場の公正が担保され、なおかつ活性化する。この2つであるということですので、趣旨をメモしておいてください。文言は後で考えますので。

これを、もし入ればこの中に入れたほうがいいのかというご意見だと理解しましたが、よろしゅうございますか。

○後藤委員 はい。

○齋藤部会長 文言については少し検討させていただいて、もし、本日中に直せるようであれば、それは反映させていただくことにしたいと思います。時間との追いかけてるので、その点は完全に実現できるかどうか、すみませんが、そこはご了解いただければと思います。

ほかにかがでしょうか。

○鹿野委員 今の5ページの最後から6ページにかけてのところですが、ここの表現を、積極的な方向での文言を網かけで追加して下さって、これ自体はいいと思います。ところが、これを前のところから、「しかし、」以下のところ、あるいは、その前の段落のところから読んでくると、流れが見えにくくなっているようにも思えます。この部分は要するに、都は、既に平成13年4月にこれこれで体制を強化している。以来、これこれの対策を展開してきた。しかし、最近では、これこれが増加して、都の調査に応じない事業者や、社名を変えて悪質行為を繰り返す事業者も出現するに至っている。だから、やはり今までの対策では実現できないから対策の見直しを図らなければいけない、という文脈がどうしてもあると思うんです。追加文は、それが消費者被害の防止にとどまらず、市場の活性化にも資するものだということを言わんとするのとも思いますが、この箇所に入れてしまうと、見直しということの意味がぼけてくるように私は感じます。いかがでしょうか。

○齋藤部会長 そうですね。つなげたからそういうふうに読めるので、どうでしょうか。そうすると、「こうした」というところは、「規制対策の見直し」と「規制方針の転換」の後ろに来るのでしょうか。こういう2つの方針をとることは、結果的には市場の活性化につながるんですよということで、後ろに入れるということですか。

大変申し訳ありませんが、案文を確定しないと次に行けないものですから。

○鹿野委員 「見直し」の後でもよろしいと思いますし、最後でもよろしいと思いますし、それか、「転換」の後でもよいかもしれません。

要するに、従来の対応ではうまくいなくて、今、見直しが求められているのだということと、これを実現することがいかなる意味で重要なのかという、2つを明らかにする必要があるのではないかと思います。

文章としては、「見直し」のところにはめ込むのではなくて、むしろ、「見直しが求められている。」の後に、この網かけの内容、そして、先ほどご議論いただいた、もうちょっと詳しい、なぜ市場の活性化につながるのかということを含めた、より詳しい積極的な理由を書きいただけたら、より明確になるのではないかと思います。

○齋藤部会長 わかりました。そうしますと、「出現するに至っている。」の次の網かけ部分を後ろに持って行って、「至っているから規制対策の見直しが求められている」と、まず結論を述べてしまう。その次に、こういう規制の見直しをすることは、積極的に市場の活性化にもつながるものであるということ述べる。先ほど挙げた2点を中に入れるということでしょうか。

○鹿野委員 はい、私の意見としては。

○齋藤部会長 というご提案ですが、いかがでしょうか。

ちょっと細かい文言はまた整理させていただきますけれども、修正の趣旨は今のとおりでということですが。

○松本会長 今のご議論の流れでは、規制対策の見直しが1パラで提起されて、2パラで、処分重視への転換ということが対策の見直しの一番重要な点だとすると、今の網かけ部分の、「こうした悪質事業者への厳正な対応は」の「厳正な対応」というのは、恐らく、処分重視を先取りしていることとなります。とすると、「厳正な対応」が1パラのところに出てくるといのは、何となくアンバランスな感じがします。むしろ、2パラの最後のほう、処分重視をすることが厳正な対応であって、その後に、そういう厳正な対応をすることが公正な市場の実現にもつながると言うほうが、流れとしてはきれいなのではないのでしょうか。

○齋藤部会長 追加のご提案ですけど、先ほど私が言いましたように、両方を最後に書いてはどうかというご提案と近いところがあると思います。

どうでしょうか。鹿野委員、いかがでしょうか。今のご指摘ですが。書く場所の問題です。

○鹿野委員 よろしいのではないかと思います。

○齋藤部会長 そうしますと、会長のご提案ですと、今の「市場の活性化につながる」というところは、この2つ目の「規制方針の転換」の最後に移すというご指摘ですが。そのほうが、全体の流れと趣旨から言って適切ではないかというご意見です。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、それに合わせて、この後、大急ぎで文言を少し検討させていただきたいと思いますので、今の趣旨を実現するということで、私と池本委員、松本会長にご一任いただければ、それを直して本日中に成案をつくって答申案にしたいと思います。

今の点については、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 そうしましたら、ほかの点についてはいかがでございましょうか。

修正をした部分を中心ということですが。

ご意見がなければ、とりあえずこの中身で先ほどご議論いただいたところを修正するというので、今回の答申案の中身を確定していただくということでもよろしいかと思います。

もう少し後で、全体を通じてご意見をいただくことも考えておりますので、後から、どうしてもここはということでお気づきの点があれば、またそこでご意見をいただければと思います。

先ほどの前書きの部分の修正、5ページから6ページについての修正をした上で、ご提案いただいておりますこの答申案を部会の案としてご承認いただくということでご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 ご異議なしと認め、このとおりということでご承認いただいたことにさせていただきます。

続きまして、答申案の中身についてはご確定いただいたということでご理解をお願いしたいと思いますが、総会の前の部会としましては本日が最後になりますので、今回の諮問の事項につきまして、特にこの諮問を踏まえて、東京都としてどのように実現していくか等についてはかなり大きな問題として考えなければいけないこともあると思いますので、委員の皆様方から、その点などにつきましてご意見があればちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池本部会長代理 19から20ページで、「行政処分・罰則の導入」という、今回の悪質事業者に対する対策という意味では、一番軸になるところですが、実は、小部会で議論していたときも、行政処分については、業務停止命令を導入するところはある程度見えてきた、つくり方も見えてきたのですが、罰則の導入については議論百出して、もともと、指導・勧告・公表というソフトな対応を前提にした条例の中に罰則を入れると、どの範囲のことを対象に罰則にするのかとか、指導・勧告・公表と罰則とのルートを二重につくるのか、その下に置けるのかとか、なかなか十分な議論が詰められないままに、方向性としては、とにかく罰則の導入を検討してくれということで、この報告書に何とかこぎ着けたという実情があったことをまずご理解いただきたいと思います。

問題は、東京都に対して、検討してくださいということを、いろいろと時間をかけて、ゆっくりと合間に検討しますということではちょっと心配ですし、具体的に実現に向けて、ぜひ具体的な検討作業に入っていただきたいという願いもあるわけですが、そのあたり、特に、罰則の検討については、今後どのように進めていただけるのか、そのあたりの見通しをぜひお伺いしたいと思います。

○齋藤部会長 今の点ですけれども、事務局からお答えをいただけますか。

○消費生活部長 それでは、私からお話をさせていただきます。

確かに、こうした規制強化を進めていく中で、特に、そうした行政処分も入れて、その実効性をいかに担保するか、そういう意味での罰則の導入も非常に大事だと、我々も当然、先生方からのいろいろなご提言等を受けて、今、池本小部会長からもお話がございましたけれども、とにかく、罰則規定についても今後検討する必要があるということで今回ご提言をいただいているので、これから本格的な検討に入らなければいけないと思っています。

ただ、一方で、非常に悪質な消費者被害が拡大しているという現状、そうしたことに對して、都民をはじめ皆さんが非常に不安に思っているといいますか、何とかしなければいけないのではないかと。今回、ちょうど第3回定例都議会があさって終わるところですが、27日の本会議の一般質問でも実は取り上げられました。質問の概要を簡単に申し上げますと、現実に起きている消費者被害の拡大防止は待ったなしであり、条例改正についてもできる限り早く実現することが重要だと、このようなお話がございました。これに對して、私どもの局長も、とにかく、答申を得て、速やかに条例案を取りまとめて、議会のほうにお諮りしたいと。今そういう準備を進めようとしているところだというお話をしております。

そうなりますと、一つの考え方としては、当然、罰則となりますと、特に行政刑罰ということになりますと、構成要件的な厳密性が要求されますし、また、条例の成り立ちなども考えてみたときに、その辺がきちんと整理されていかないとなかなか難しい面もあるのかなということで、中間の報告をいただいた時点からいろいろと、関連する部署とも検討を始めているところです。それで、例えばこれから1年近く検討して、その後で条例改正ということも一つの考え方だと思いますが、そうはいつでも、今、ここで急ぎ、まず処分を導入して、とにかく規制を強化して被害の拡大を防止することも一つの考え方ということで、今、我々は非常に頭を悩ませているところでございます。

ただ、いずれにしても、現在起こっている消費者被害に迅速に對応することは、当然、我々も使命としてありますので、できれば、議会のほうもそのようなことで、各会派も、先般の29日の常任委員会でも、4会派が皆、やはり早く進めるべきだということで賛成していただいているような状況もございますので、条例改正を急ぎたいと考えております。

そうはいつでも、せっかくいただいたご提言を生かしていかなければいけないということで、その辺の検討の仕方をどうするかということですが、できれば、やはり行政法学者の先生とか、あるいは、民法、消費者法の先生もそうですし、刑法の学者先生、あるいは、

実務家も、弁護士の先生なども入れて、できるだけ早く検討会を立ち上げて、少ししっかりとしたものをつくるということも考えていく必要があるのかなど。今現在は、そのような考え方で進めたいと思っております。

回答になっているかどうかあれですが、現時点でお話できる範囲でお答えさせていただきました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

検討を始めるときには、もう少し、来年の2月とか3月ぐらいの都議会にかけられればいいですねというところからたしかスタートしたように私は記憶しているのですが、そうすると、もう少し前倒しで、むしろ、議会のほうから、早くやったらどうかというご意見が強い現状だということですね。

○消費生活部長 結局、今、新聞やテレビなどの報道でも、悪質事業者についていろいろと取り上げられています。当然、議会の側でも、そうした社会の動きに対しては非常に敏感になりますし、当然のことながら、審議会でもこういう形で中間の報告が出たということであれば、できる限り早く条例改正すべきではないかと、そのように考えていると受けとめております。

○齋藤部会長 先ほど、池本小部会長のご質問の中にありましたけど、確かに、これを小部会で検討していくと、刑事罰の規定のつくり方とか、いわゆる立法技術的な、法律的に非常に難しい問題が必ずしも詰めきれていないというのが私の素朴な印象です。その辺、亀井先生がご専門でいらっしゃるので、何かご意見をいただければありがたいのですが。

○亀井専門員 意見と申しますか、どう難しいかということだけをかいつまんでお話ししたいと思います。

これは、もともと条例のつくり方が極めて民事法的なつくり方といいますか、25条の1号から7号まで、これがいわば重なり合うように、ピザを焼くときに薄いチーズをたくさん重ねて焼いてちょっと溶けていると、境目がよくわかりませんというところが結構あります。ですから、よくあるような、例えば25条1項1号違反はこれこれの刑罰という書き方がもともとできない仕組みになっています。したがって、このあたりをどう整理していくかというのは、実際に条文を書き下ろしていくときにはだいぶ難しいだろうなということが、小部会の議論でもだいぶあったかと思えます。

もう一つは、これも細かいことですが、25条1項の柱書きで、「不適正な取引行為として規則で定めることができる」という書き方をされていて、具体的にこれこれを禁ずるとい

う具体的なものは規則に下ろしてあるので、このあたりも、規則で刑罰規定を定めるとい
うのはだいぶ説明が難しいといえますか、有体に言えば無理だということですので、この
あたりの仕切り直しもしていくと、だいぶ手をあちこちに入れなければいけないと思いま
す。今の事務局のご発言の趣旨のような、今年の3定はもちろん無理にしても、4定に間
に合わせることは無理かなという感じが一方ではいたします。

ただ、行政処分を入れたとしても、その先に、例えば、業務停止命令を受けても、実体
は一緒であっても、看板をかけかえて同じようなことをやっているという事業者が出ると
すれば、その先には、例えば刑罰のような、業務停止命令違反に対する制裁を考えなけれ
ばいけないですから。他方では、相当急いで検討する必要がある事項かなというようにも
考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

そうしますと、他方では早くしなければいけない、社会の実態もあるし、議会もそれを
望んでいらっしゃる。しかし、刑罰についてきちんと、どこに出ても、だれから批判さ
れようともきちんとできるものをつくるには、検討時間もかかるし、検討事項もたくさん
あるのではないかと。こういうご指摘になりますでしょうかね。

行政処分との関係は、きょうは橋本先生は最初にご出席のご予定だったようですが、何
か都合がつかないということですが、橋本先生のご意見を事務局のほうではお聞きになっ
ていますか。

○消費生活部長 我々は中間報告をいただいて、この辺をどうするかということでもいろ
ろと検討するそのプロセスで、実は、立教大学のほうにお邪魔をしまして、橋本先生は行
政法学者というお立場でこの辺をどうお考えになるかということ、それは伺ってきてお
ります。本日はいらしていないのであれですが。

私どもで伺っていることをちょっとご紹介しますと、処分を設けるだけで非常に大きな
ことだと。むしろ、処分導入後の状況をまず見守ることが大事である。実際に処分を出し
て、そのあたりの具体的な実績といえますか、取組みの積み重ねがまず一番大事ではない
かというご指摘を一ついただいております。

それから、拙速に刑罰を導入して、仮に裁判で負けるようなことがあっては、これは大
変なことになるのではないかと。これまで、都が他の自治体をリードして築き上げてきた
実績が大きく損なわれるような危険性が高いのではないかと。この辺はやはり十分に吟味
していかないと。民法の世界で出てきた考え方も含めて整理されてきたこの条例を、そう

いう形で罰則を持つということになるときには、その辺は、行政法学者のお立場では、やはり慎重にきちんとやっていったほうがいいよというお話をいただいております。

とにかく、そうした検討をした後でも決して遅くはないのではないか、このようなお話もございました。

○齋藤部会長 事情はよくわかるのですが、答申としては、刑罰を入れる必要がある、そのように変えなければいけないということで答申を出すことになりますので、個人的にはちょっと心配なところがありますが、結局、方向を示しても、このままズルズルといつの間にかなくなってしまうということでは、答申の趣旨が実現されないことになってしまうので、何か具体的に、今のような状況を踏まえて、刑罰の導入に向けての対応といいますか、実際に進めていける何か具体的な方策などについては、ご意見なり、ご提案なり、事務局のほうとしては今の段階で持っていますか。

○消費生活部長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、今の状況を委員の皆さんにご理解をいただければ、できるだけ早い時期に検討会を立ち上げて検討を進めていきたいなど。かなりいろいろなことを整理しなければいけないところがあるのかなと思っておりますので。

それと、一方で条例改正の部分は、できることは急ぐ必要があるのかなと考えております。

○齋藤部会長 今、お話の中にあつた検討会というのは、刑罰についての検討ということになりますね。

○消費生活部長 行政罰の中には、いわゆる秩序罰と、行政刑罰の2つがあるわけですが、今の段階では、できれば、行政庁のほうのいろいろな判断で対応できます、同じ行政罰の中でも、秩序罰を、今回は入れていければなど。この辺、どのような整理が必要なのかということで、まだまだ調整しなければいけないところもありますけど。

今回の検討というのは、行政刑罰の導入を目指すということの中で、いろいろな課題なりを整理して、最終的には、その案文にまとめたいと思っております。

○齋藤部会長 わかりました。

総会でご承認いただくということになると、方向性は明確に刑罰導入の方向で考えてほしいということがはっきりするということですので。

ただ、先ほどからいろいろとご説明をいただいている、今の都議会の状況とか、立法技術的ないろいろな問題もあるということです。そうすると、とりあえずできるところは、

直近の定例都議会に何とか提案したいと。しかし、刑罰についてはまだ検討不足のところもあるから、これは専門家を入れた何かこういう研究を経た上で、それを実現するため、並行してそれを立ち上げていくという整理と理解としてよろしいでしょうか。

○消費生活部長 12月の第4回定例都議会に間に合うよう、できれば急ぎたいなど。最悪の場合でも、次の年の第1回定例都議会で、選挙もありますし、知事選がありますので少し前倒しになると思うので2月ごろだと思いますが、仮に遅くとも、そこまでには決着をつけたいと思っております。

○齋藤部会長 答申の中身ですので、ぜひその趣旨を最大限実現していただきたいというのが、恐らく、審議会でご承認いただいた上では審議会の意見になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今のような情勢を踏まえて、今の点について、委員の皆様方から何かご意見があればさらにちょうだいしたいと思います、いかがでしょうか。

池本委員、先ほど口火を切った質問をされたわけですが、いかがですか。

○池本部会長代理 私がなぜこだわったかという、ほかの県での条例改正を議論している弁護士と意見交換をしたときに、そちらでも、執行力を高めるために罰則を入れてはどうかということ、弁護士会などから意見を出したそうです。ところが、これまでの条例とは性質が大きく違うから、なかなか難しいのではないのでしょうか。東京都が検討されているそうなので、その結果を待って検討したいという意見があったのだそうです。

その意味では、東京都でこの条例の性質に一步踏み込んで罰則導入というところに入っていくというのは、東京都民だけではなくて全国からも期待されていることなので、何とか一歩ずつ確実に獲得をしていただきたいという願いもあって申し上げたわけです。

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

○御船委員 そういう意味では、1点だけすごく気になっていたことは、20ページの3行目の「今後」という言葉です。「早急に」にしたほうがいいかなと、最初に読んだときにそう思ったのですが、その点とかかわってくるのかなと思っています。

○齋藤部会長 20ページの3行目ですね。「罰則規定についても今後検討する必要がある」という言葉を、「早急に」にしてはどうかということですね。

いかがでしょうか。ご説明を聞いている限りでは、早急に対応する方針とうかがえますけれども、どうでしょうか。

○長田委員 この審議会が始まって以来、ずっとその方向で検討してきているわけですか

ら、東京都に当然、早急にという姿勢があるということは我々は思っていますけれども、本当にできるのだろうかという声があることもまた確かだと思しますので、「早急に」と入れていただくことで印象はずいぶん変わるだろうなということ。

それから、お願いですけれども、ぜひ、実現をさせていただくということも、本当に応援もさせていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 というご意見ですが。

20ページの3行目、「今後」と「検討」の間に「早急に」という文言を入れて、今の点の趣旨が明白になるようにする必要があるというご意見です。

○消費生活部長 そういうお気持ちはよくわかります。別に僕は後退してものを言おうとしているわけではないのですが、今回、議会のほうにも、中間報告ということで、基本的には、前回、部会のほうでご承認をいただいて、総会でも一応ご了解をいただいた、この中間報告の文案で一応報告させていただいております。ですから、基本的には、そのスタンスは、私どもからすれば、一応、総会のほうで了解をいただいたと。また、前回もその辺についてのご議論がなかったという点は、私ども事務局としては、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

ただ、今、私が所管部長として申し上げましたように、基本的には、その点については検討をとにかくしていくという姿勢を申し上げたわけですので、ぜひその点をご理解をいただきたいと。事務局としてはそのように申し上げたいと思えます。

○齋藤部会長 今のご答弁ですけれども、ざっくりばらんに言わせていただくと、あってもなくても変わらないのではないかと思いますけど。

これからどうしようか考えましょうという段階であれば、この言葉が入ることについて、かなり重みがあるのでしょうかけれども、先ほどの消費生活部長のご答弁ですと、それほど違わないような感じもしますが、この「早急に」を入れることについて、何か具体的にお差し支えがありますか。

○消費生活部長 「早急に」ということが、結局、今回、条例改正を急ぐということで、その「早急に」を皆さんがどのように受けとめるかということ、これはぜひお考えをいただきたいと思えます。「早急」というのは、まさに早くやるんだろうということになりますから。今も先生方のご議論の中にもありましたように、課題がいろいろあることについては、皆さんここでお聞きになっていらしたと思えます。そういったことから、その辺は、今、部会長が、同じではないかとおっしゃるのですが、やはり審議会としての答申につい

て、行政側がそれをどう受けとめるかという感覚的な問題もございますので、できればこのままにしていいただければ、我々としてはありがたいと思っております。

○齋藤部会長 難しいですね。

○池本部会長代理 認識にくい違いがあってはいけないので再確認ですが、業務停止命令を含む行政処分について強化していくということ、あるいは、それ以外の不適正取引を拡大していくということは、都議会からの要望もあって、まさに早急に条例改正を、来年の2月、3月ではなくて、この年末に向けてでも、まさに早急にやっていかなければいけないというスケジュールだとお伺いしてよろしいでしょうか。

そうすると、それと、この罰則規定の、検討の開始は早くやるとしても、それを12月に間に合わせるというのはどう考えても難しいので、少し時間をかけて、来年の、できるだけ早い時期を目標にしつつもやっていくと。その意味では、目標とする時期に違いがあるということと理解してよろしいでしょうか。

だとすれば、確かに、両方とも「早急に」という言葉が入ると、一緒にやれみたいに見えるのと、誤解を招くのかなという気がしてきて、むしろ、具体的にそういう研究会を立ち上げる予定であるということ、議事録上、答弁で確認させていただければ、「早急に」という言葉が入っていても、いなくても、やっていくことが見えているのであれば、入れることにこだわることもないかなと、そんなニュアンスで聞いておりました。

○齋藤部会長 ほかのご意見はいかがでしょうか。

違わないと言っているのは、「検討するのが早急に」なので、全体を読んでいただくとわかりますけれども、そこはかなり意識して答申を書き分けておまして、「導入する」と言い切っているところと、「導入について検討する」と説明しているところは、やはり温度差といいますか、そこは違いがあるので、先ほどの消費生活部長のお話を聞いていると、検討は早急に始めますよというご答弁でしたから、ここは早急に検討する必要があるということですので、それほど違わないのかなという印象を述べたということですが。

先ほどのご方針をきちんと実行していただけるということで、そこははっきりご意思を述べていただけるのであれば、あとは言葉の問題と受け取ることも可能かなと思います。どうしても、強いてそこはこだわるということになれば、また皆さんのご意見を調整したいと思いますが。

御船委員、長田委員、いかがでしょうか。

○御船委員 私も、検討するのであればほとんど同じことを言っているなと思って、担保を取るために「早急に」を入れる提案をしたのですが。

○齋藤部会長 という趣旨のわけで、どうでしょうか、事務局としては。

そこはやはりきちんと読んでいただくと、違いはかなり意識して書き分けてあって、なおかつそれを前提に、やはりそんなに違いがあるかなという感じがしますが。

○消費生活部長 これは審議会のほうで最終的にご判断いただくことだと思いますので、私からはこれ以上申し上げませんが、これまでの審議会での流れから申し上げれば、一応、中間報告ということでご議論をいただいて、総会でもその辺についての、基本的なその部分でのパブコメを受けての部分でのいろいろな訂正はあろうかと思いますが、それを踏まえて議会のほうにも我々としては報告をしていると。この辺をどのように受けとめていただけるかどうかということですので。

私から申し上げるのは、その点でございます。

○齋藤部会長 どうでしょうか。

○御船委員 そういう決まりというか、中間報告でやっておりますので、パブコメに関連した変更のみというご方針があるのでしたら、それは致し方ないというか……。

○齋藤部会長 わかりました。

長田委員、いかがですか。

○長田委員 委員の先生がそうおっしゃるのであればあれですけれども、中間報告の文言が、パブコメに出てこない部分に関して訂正ができないのかどうかということについては、そこは本当は明確にしておいたほうがいいのかと思いました。

それから、パブコメの中にも、罰則規定をちゃんと入れてねというか、やってねということはあるわけですから、そういうものを受けて変えることはいいのではないかとということと、議事録を読めば、そこで担保されているということにはなるとは思いますけれども、やはりこういう報告書とか答申が外に出ていくわけですから、そこに都の意思が明確に出ていたほうがいいのではないかとと思いますが、どうしてもご無理ということであれば、残念だなということになります。

○齋藤部会長 答申ですから、都の意思ではなくて審議会の意思ですけれども、もう一度、先ほどの専門家を交えて罰則規定の導入について、特に、秩序罰ではないほうのところを中心に検討をスタートさせることは、早急におやりいただけるということを一応議事録にきちんと残していただくということであれば、それほどこだわらなくてもいいかという感

じがします。それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○消費生活部長 これは、まさに、私が先ほどからお話し申し上げているとおり、そのようにさせていただきますし、ぜひまたいろいろとご協力をお願いしたいと思います。

○齋藤部会長 ということで、早急にやっていただけるということですので、答申の文言化にはしないということでご理解いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

ほかに、この中身を踏まえてこれからどういう対応をとるか等についてのご意見があれば、ちょうだいしたいと思います。

○池山委員 今回の答申は、今のご議論を聞いているだけで、これは、条例改正でも今までにはない条例改正だということで、私も、25条のところを読んでいますと、亀井専門員がおっしゃったように、どこからどこまでがつながっていて、これがどうなるのかということが非常にわかりにくくて、パブコメには、ここはとにかく整理して、私たち消費者が読んでもすっきりわかるような文章にしてほしいということで私は出しました。

そういうこともありまして、今回、本当に力仕事だと考えまして、消費者団体訴訟制度に絡むところは、この中で多くを書き込むというのはとても大変だなと思ひまして、とりあえず今回の答申は、事業者規制というところでもいいのではないかと考えておりました。

25ページのところで、新たに答申案のところに入りまして、これも、そうはいつでも、やはり内閣府令が出ないと、東京都のほうでもなかなか動きづらいと思いますけれども、6月に導入されますよね。これも、適格団体にどのように情報を提供するのかということも一仕事だと思います。引き続き検討する必要があるということですが、都はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

私どもも、千葉と埼玉、神奈川に、この問題について、行政の方に、どのようにお考えになっているのかとヒアリングをしたときに、とにかく、内閣府令と、東京都がこれでどう動くかというところですよと言われて、これもまた私どもも責任が重いし、とにかく東京都ですと皆さんがおっしゃる。これはこれで東京都の大変な役割かなと実感いたしましたので、ここをどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○消費生活部長 今の池山委員のご質問の点ですが、これも実は今回の議会の中でも、常任委員会でも取り上げられまして、今回の答申のところにも追加の記載もございませんけれども。

いずれにしても、きちんとした連携をとっていくことの必要性については東京都としても十分に認識しておりますし、その方向で進めていこうと。

ただ、いかんせん、内閣府令が具体的にどのような中身になっていくのか、これは見えないところが非常に多くございますので、その辺も十分に見極めた上でどういう情報提供をするのか、提供の範囲も含めて定めていきたいと思っております。

○齋藤部会長 ほかにご意見はいかがですか。

○長田委員 「不招請勧誘の制限」のところですけども、ここが条例の改正でどのように書かれていくのかというか、皆さんが、不招請勧誘が制限されて、明示的に拒絶の機会が与えられるということ、都民がよく知って、理解して、それがよくわかるような形で条例にそれが書き込まれていくようにしてほしいし、その後のことの周知にもぜひ努力していただきたいと思います。

○齋藤部会長 ご要望ですので、それに合わせてご検討をいただければと思います。

ほかに特にこの点をということでご意見があれば承りますが、もし、よろしいようでしたら……。

念のために確認ですけども、刑罰については、専門家も交えて検討をスタートさせていくことを都のほうではお考えだということでご理解いただいた上で、先ほど、多少の修文はありましたが、それは会長、部会長、小部会長にご一任いただいたということで、本日も議論いただいた内容にて答申案を確定させていただいたと理解したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日用意しております議題はすべて終了ですが、事務局から、何かその他、ご報告、ご連絡がございますか。

○副参事 それでは、既に開催通知はお送りしておりますが、念のため、次回の総会の確認をさせていただきます。

第3回の総会は、10月13日の金曜日、午前10時から。場所は、この隣の特別会議室Aで開催いたします。

次回の総会では、本日も議論いただきました答申案について、総会のほうに報告するとともに、知事の代理であります副知事が出席する予定となっておりますので、会長から副知事へ答申をお渡しいただくということで予定しておりますので、皆様お忙しいとは思いますが、ご出席方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○齋藤部会長 以上をもちまして、第7回の部会を終了といたします。

ご議論を大変ありがとうございました。

午前11時35分閉会